「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月19日（木）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「軽費老人ホームサービス提供費補助金」

（事務局）　それでは次の議論に移ります。

軽費老人ホームサービス提供費補助金です。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨説明をいたします。

（改革ＰＴ）　軽費老人ホームを大阪市内に設置運営します社会福祉法人に対しまして、基本額を補助いたしますと同時に、大阪市では特別に加算ということで、民間施設給与改善費と特別運営費を加算補助しておるところでございます。

他都市の状況でいきますと、比較４市では２市が実施をしておらないということでございます。また、大阪府のほうでも23年度、24年度の２カ年をかけて廃止をしていくということもございます。

よりまして、見直しの考え方といたしましては、24年から大阪市としては廃止ということで考えておるところでございます。

以上です。

（事務局）　続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（健康局・福祉局・区）　高齢者施策部長の久保でございます。

軽費老人ホームでございますけれども、これは身体機能の低下などによりまして自立した生活を営むことに不安があって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者の方に対しまして、施設との契約により食事や入浴、相談援助、その他、日常生活上、必要な便宜を供与する施設ということでございます。

市内の軽費老人ホームに対しまして、国のほうから軽費老人ホームの利用料等に係る取扱指針ということが出されておりまして、それに基づきまして施設定員などで設定されましたサービス提供基本額、それに加えまして職員の平均勤続年数、これに応じて加算されます民間施設給与等改善費、その手続費用としての特別運営費などで積算されましたものを軽費老人ホームサービス提供費補助金として補助を現在いたしていると。

他都市の状況でございます。本市を含めます19の政令指定都市や府下の高槻市、それから中核市におきましても本市と同様の国の指針に基づき、現在交付をされております。今回、見直しとなります民間施設給与等改善費や特別運営費でございますけれども、これにつきましては、やはり利用者の処遇の向上と施設の安定的運営を図るということから非常に重要な事業であるとも私ども考えております。今回のこの案が提出されまして、いろんな施設、この軽費老人ホームの施設のほうからは、廃止は事業運営が非常に厳しくなって事業の継続も難しくなるといった意見とか、施設運営に大きな打撃となるとか、一層経営に支障を来すなどの意見もお伺いしているところでございます。

しかしながら、民間の施設給与等改善費に係る今般、大阪府下の特例市に対する見直し状況等も踏まえまして、本市として各施設にとっては非常に厳しい状況ではございますけれども、見直しを検討する必要があると考えております。

この見直しに当たりまして、ここでは平成24年８月から実施ということになっておりますけども、これは施設にとっては補助金減額に対する対応の準備期間、こういうものも全くございませんので、施設運営に大きな影響を与えるということから、少なくとも大阪府が見直したときに実施した緩和措置、経過措置を設けることが必要であると考えております。

例えば、大阪府の補助対象である特例市に比べまして、本市では施設建設時の土地の取得費、それとか施設が土地が狭いものですから高層になるということから建設費の高騰ということで借入金の償還に係る経費がかさむということもございますので、施設としては今現在、ぎりぎりのところで運営をしているところでございますけれども、経過措置としては平成24年度につきましては、その施設等と十分調整を行いまして、25年度から４分の３、26年度４分の２、27年度４分の１の交付といたしまして、27年度末に廃止を行いたいということで、３年間の経過措置を設けていただきたいと考えております。

以上でございます。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。よろしくお願いします。

（改革ＰＴ）　これは経過措置は少し長いような気もするんですけども、これだけ必要なのでしょうか。

（健康局・福祉局・区）　はい、現在市内で軽費老人ホームというのは20施設ございまし

て、そのうちに単年度収支がマイナスというのが11施設ございます。特に一つの例でございますけれども、大きいのは、例えば年額で1,450万円の赤字があるということで、総収入の中での赤字が15％を占めてるという施設もございます。５％ずつ改善をしていただくということでも３年間がかかりますし、この軽費老人ホームというのは入所されてる高齢者の方の資産がほとんどございません。したがいまして、国の基準でこの方には幾らという金額は決まっておりまして、なかなか例えば補助をやめた場合に、その高齢者からのお金を使用料を取るということは非常にできない施設でもございます。そういった意味で、あと残るのは施設運営の管理費的なもの、それから、例えば寄附金を募るとか、そういうことで収入を図っていただくこと、歳出を抑えていただくということもございますので、できましたらそういう実情もございますので、これは３年間で廃止に持っていきたいと考えておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

（改革ＰＴ）　今、ちょっと説明を聞き漏らしたかもわかりませんので、確認も含めてお伺いしたいんですけども、大阪府の対象とされてる施設と大阪市が対象にしてる施設というのは、やっぱりきちっと色分けができてるんでしたっけ、つまりエリアごとに分かれてるということですか。

（健康局・福祉局・区）　はい、これはこの特別補助金と申しますのは、基本的に軽費老人ホームに対しましては都道府県が実施をすることになっておりまして、ただし大都市特例で政令指定都市と中核都市はその市独自で考えてもよろしいということになっておりまして、現在、今、大阪市につきましては指定都市ということで20施設は大阪市がやっております。ですから、大阪府はそれ以外のところ、中核市を除いたそれ以外のところは大阪府の所管として今までやってこられたということです。

（改革ＰＴ）　ですよね、という前提でいくと、まず23年度、24年度の２カ年をかけて大阪府が廃止してる。しかし大阪市内は大丈夫だと施設の経営者の方、思っておられたのかなという、ちょっとそこらの状況変化をどう見ておられたのかなということは、逆に状況が突発的に生じたわけではないでしょうという意味でこちらのほうからお願いに行ける要素としてはあるのかなということが１点と。

それと、先ほど御説明のあった、なかなか入所者の方の財産、資産が非常にさほど多くないということで、その方々に利用料という形で転嫁するのは難しいということも大阪市のエリアに限った話ではないのかなと思いまして、そういう状況からいくと、

大阪府は２カ年だけれども、大阪市の場合はまだ少しかかるんだということ、そこと一方で、我々が置かれてる財政状況なり、そういったことを加味した上で再考いただけないかなということです。

（健康局・福祉局・区）　先ほど申し上げましたけども、どうしても大阪市内での建設費等がかさむというのは一方でございまして、借入金が多いというのもございます。それと、大阪府がこれを見直しをしたときに、各施設はそういうところはどうなのかということですけども、実際、これその施設でもそういう状況で当然取り組みは進めてもらっております。施設のほうではそれは理解はしております。おりますけれども、なかなか人件費のカットであるとか、ほかの歳出を抑えるというのはなかなか進んでいないのが現状ですけれども、それらも含めて３年間で何とか廃止をしたいと思っておりますので、やはり３年間で私どもは進めていきたいと考えております。

（改革ＰＴ）　比較４市の中ではそもそも加算のない市もあるということなんですけども、再度、説明します、平行線であれば平行線ということなんですけども、どうしても３年というそういうことなんですね。

（健康局・福祉局・区）　はい。例えば政令指定都市のほうですけども、横浜、名古屋、京都、神戸、これは継続加算していくと聞いております。確かにやってない市もございます。高槻、東大阪、これも中核都市ですけどもやっているということですけれども、私どもそういう状況を踏まえましても、やはりこれは一定見直しをしたいということでございまして、再度のお答えになって申しわけございませんが、私どもは３年間で進めていきたいという考えに今のところ変わりはございません。

（改革ＰＴ）　御意見としては承っておきたいと思います。

（事務局）　それでは議論を終わります。

（橋下市長）　今の点、もう一度、こども青少年局のときにも同じ話になったんですけど、統治の仕組みを組みかえていこうというのは、これはちょっと政治的な話で、僕がこれから政治活動でやっていく話であるんですけども、大都市特例という政令市制度というのが政令の範囲でいろいろ権限の範囲が分配されてますけど、ただ、やっぱり政令とか行政の枠組みを規定するのはあくまでも政治的な意思決定であって、知事というのは市民の代表でもあり、府民の代表でもあるわけですから、やっぱり施策をやるときにそちらのほうの決定というものをやっぱり見て、大阪全体でそういう方針を決めたんだなと、ただ、政令市としてそういう政治的な決定の枠組みとは違うところで

与えられた権限で独自のことをやったんであれば、それは後で当然ひっくり返ることもあるというか、大阪全体での枠組みとは違うことをやって、ある意味、有利なことを今までやってきてたんだという、そういうことは施設の人にもちょっと考えてもらわなきゃいけないと思いますね。僕自身が実際に市民の代表でもあり、府民の代表でもあり、大阪府知事としてこういうふうに決定をしよう、そういうことを考えていこうということをやったときに、大阪府の財政状況だけを見たわけじゃなくて、そういうことをやっていったときに、政令市制度の中で大阪市役所のほうは独自の判断をされたんでしょうけども、ただ、それは市民、府民の政治的決定とは違うことを政令市制度の中でやって、だからそれをやったからずっと経過措置、もっとくださいというわけにはいかないんじゃないのかなと思ってるんです。

ですから、今後、全施策について僕が全部見れるわけじゃないですけれども、統治機構というのはこれから変えていきますけども、要は完全に基礎自治体の、分離はできないんですけれども、やっぱりそれは広域行政で、これは本当はだから知事がこういうことを決定するんじゃなくて、各市町村に本当はおりていかないといけない話なんですけどね、施設のこんな話は。ただ、それはそれでそういう権限の中で決定をしたということは、今後いろんなことをまた松井知事が決定するでしょうけれども、その方向もしっかり局としては見ておいてもらいたいんですけど。だからそれはもう広域行政が決めることじゃない、基礎自治が決めることなんだということであれば、その権限自体、こっちに持ってきて、もうそれは基礎自治で全部決めるんだから、一々広域行政が口出すなんていうことは言えると思うんですけど、ちょっとそこはどっちがいい悪いということではないんですけども、大阪全体でもうこの民間施設の給与改善とか保育所のところは、そういうことでほかの他の市町村も全部同じような扱いでやって、たまたま政令市制度とか、そういう特例市制度の中で、中核市や大阪市が別の方向を歩んだというところはあるんですけども、原則はやっぱり大阪全体に合わせなきゃいけないということは施設の方々にもちょっとそこは理解いただきたいんですけどもね。